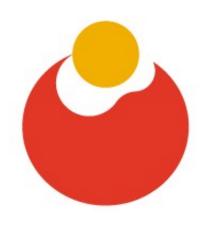
# 雲南市避難情報の 判断・伝達マニュアル



令和5年4月 防災部 防災安全課

## 目 次

## はじめに

1	避難に関する責務等	
	(1) 市の責務	1
	(2) 居住者等が持つべき避難に対する基本姿勢	1
2	情報行動	2
	(1) 避難行動の分類	2
	(2) 指定緊急避難場所と指定避難所	
		_
3	避難情報と防災気象情報	3
	(1) 避難情報等と居住者等がとるべき行動	3
	(2) 避難情報の発令や自主的な避難に資する防災気象情報	4
4	発令基準	5
	(1) 水害	5
	(2) 土砂災害	
5	避難情報の伝達方法 1	9
	(1) 避難情報等の伝達情報・伝達先 1	9
	(2)情報の入手方法1	9
	(3) 各放送事業者、県防災担当地方機関への避難情報等の伝達方法・伝達先	
		0

# 資料

巻末資料V 用語集(避難情報に関するガイドライン別冊より抜粋)

## はじめに

内閣府では、平成16年の一連の水害・土砂災害を教訓として、平成17年に「避難勧告等の判断・ 伝達マニュアル作成ガイドライン」を策定し、平成26年には、土砂災害警戒情報等の新たな制度や、 東日本大震災をはじめとする災害の教訓等を踏まえ、さらには平成27年には、広島市で発生した多数 の死者を出す甚大な土砂災害の教訓等を踏まえ改定が行われた。平成29年には、平成27年9月の関 東・東北豪雨災害や平成28年台風10号による高齢者施設の被災等を踏まえ改定を行い、名称を「避 難勧告等に関するガイドライン」に変更された。

平成31年3月には「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、居住者等が災害時にとるべき行動が直感的にわかるよう避難情報等を5段階の警戒レベルに整理し、わかりやすく情報提供するよう改善された。

令和3年5月、令和元年台風19号(房総半島台風)等では、避難が遅れたことによる被災や高齢者の被災が多かったことから、避難勧告と避難指示(緊急)を「避難指示」に一本化するなど避難情報が改善された。この改正を踏まえ、「避難勧告等に関するガイドライン」を、名称を含め見直し、「避難情報に関するガイドライン」として改定された。

本市では、平成21年5月に策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(以下「マニュアル」という。)」にて、避難情報の発令基準等を定め、以後、修正を加えながら運用している。

今回、本市は、国のガイドラインの改定等を踏まえ、本マニュアルを改定するものである。

本マニュアルは、市が避難情報の発令基準や伝達方法を検討するに当たって、最低限考えておくべき 事項を示している。

また、本マニュアルは、関係機関における現時点での技術・知見等を前提としてとりまとめたものであり、今後の運用実態や新たな技術・知見等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

なお、本マニュアルは、自然災害のうち洪水及び内水氾濫(以下「洪水等」という。)、土砂災害に伴う避難を対象としている。

## 1 避難に関する責務等

#### (1) 市の責務

災害対策基本法において、市は基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から 保護するため、雲南市地域防災計画を作成し、実施する責務を有している。地域防災計画に記載すべき 具体的な内容としては、避難情報の発令基準の作成も含まれている。この責務を果たすため、災害が発 生し、又は発生するおそれがある場合には、避難情報を発令するものとされており、その権限は市長に 付与されている。

市長は、災害時には関係機関からの情報や自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに居住者等(居住者、滞在者その他の者)に伝えなければならない。 そのため、具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備等を平時から行わなければならない。

#### (2) 居住者等が持つべき避難に対する基本姿勢

各居住者等の居住地の地形、住宅構造、家族構成等には違いがあることから、市が一人ひとりの事情に即して避難情報の発令を行うことは困難である。気象現象が激甚化するなか、特に突発的な災害や激甚な災害では、避難情報の発令が間に合わないこともある。被害が大きくなればなるほど、救助も間に合わないこともある。

したがって、居住者等は、既存の防災設備、行政主導のソフト対策には限界があることをしっかりと 認識するとともに、自然災害に対して行政に依存することなく、「自らの命は自らが守る」という意識を 持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要である。

#### 2 避難行動

#### (1)避難行動の分類

#### 立退き避難

自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域の外側等、対象とする災害に対して安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

#### 屋内安全確保

災害リスクのある区域等に存在する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自らの自宅・施設等の浸水想定区等を確認し、上階への移動や高層階にとどまる(待機)等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自ら確認・判断でとり得る行動である。

#### 緊急安全確保

指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性ある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所より相対的に安全である場所へ直ちに移動することが「緊急安全確保」である。

#### (2) 指定緊急避難場所と指定避難所

#### 指定緊急避難場所

切迫した災害の危機から身の安全を確保するために避難する場所

#### 指定避難所

災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所 ※雲南市では「指定避難所」が「指定緊急避難場所」を兼ねている。

# 3 避難情報と防災気象情報

# (1) 避難情報等と居住者等がとるべき行動

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】	●発令される状況:災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない)
緊急安全確保	●居住者等がとるべき行動:命の危険 直ちに安全確保
(市長が発令)	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場
災害対策基本法第60条第3項	合、緊急安全確保する。
	ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができると
	は限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限ら
	ない。
【警戒レベル4】	●発令される状況:災害のおそれ高い
避難指示	●居住者等がとるべき行動:危険な場所から全員避難
(市長が発令)	・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
災害対策基本法第60条第1項	
【警戒レベル3】	●発令される状況:災害のおそれあり
高齢者等避難	●居住者等がとるべき行動:危険な場所から高齢者等は避難
(市長が発令)	・高齢者等は危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)す
災害対策基本法第56条第2項	る。
	※高齢者等:避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の
	高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する
	者
	・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動
	を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミング
	である。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者
	等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】	●発表される状況:気象状況の悪化
大雨・洪水注意報	●居住者等がとるべき行動:自らの避難行動を確認
(気象庁が発表)	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所
	や避難経路・避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握
	手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
【警戒レベル1】	●発表される状況:今後気象状況悪化のおそれ
早期注意情報	●居住者等がとるべき行動:災害への心構えを高める
(気象庁が発表)	・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

#### (2) 避難情報の発令や自主的な避難に資する防災気象情報

#### 水害

①洪水予報河川

水位や流量の予報が行われる河川(斐伊川)、管理主体:国土交通省出雲河川事務所

②水位周知河川

現状の水位や流量の情報が提供される河川(斐伊川、赤川、三刀屋川)、管理主体:島根県

③氾濫注意水位

水防団の出動の目安

4避難判断水位

高齢者等避難の発表判断の目安、河川の氾濫に関する住民への注意喚起

⑤氾濫危険水位

避難指示等の発表判断の目安、住民の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれが ある水位

(洪水予報:上記管理主体と松江地方気象台との共同発表)

⑥氾濫注意情報

氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれた時

⑦氾濫警戒情報

避難判断水位に到達した時、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に達すると見込まれた時

⑧氾濫危険情報

氾濫危険水位に到達した時

10 氾濫発生情報

氾濫が発生した時

#### 土砂災害

①大雨警報(土砂災害)

高齢者等避難の発令の判断材料とする。

②土砂災害警戒情報

避難指示の発令の判断材料とする。

③記録的短時間大雨情報

避難指示の発令の判断材料とする。

④大雨特別警報(土砂災害)

避難指示の対象区域の再検討を行う。

⑤土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)

避難指示の発令や対象区域の判断材料とする。

⑥土砂災害危険度情報(島根県)

避難指示の発令の判断材料とする。

## 4 発令基準

## (1) 水害

#### ① 判断基準設定の考え方

いざという時に市長自らが躊躇なく発令できるよう、国・県等の協力・助言を積極的に求めるものとする。 被災のおそれがあるときの河川状況や、決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件に応じて、立退き避難 が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、災害規模が大きくなるほど避難情報の発令対 象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意する。

区分	分 洪水予報指定河川 水位居		知河川
河川の分類	水位や流量の予報が行われる 河川	現状の水位や流量の情報が提供される河川	
観測所	新伊萱、木次	日登、町上、日の出橋、 坂山橋、新三刀屋	八口橋、神田橋、掛合大橋
氾濫注意水位	水防団の出動の目安		_
避難判断水位	警戒レベル3ー高齢者等避難 の発令判断の目安 居住者等の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位		_
氾濫危険水位	警戒レベル4 一避難指示 の発行 洪水、内水氾濫により相当の家 の起こるおそれがある水位	当当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫 安	
雅 難 指 示 等 の 解 除 水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著でありがほとんどない場合を基本として、解除するものとする。 また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からのなくなった段階を基本として、解除するものとする。			

# ② 氾濫危険水位・避難判断水位が設定してある河川の避難情報の発令の判断基準警戒レベル3ー高齢者等避難

- ① **避難判断水位**は、指定緊急避難場所(雲南市では指定避難所を兼ねる。)の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。
- ② ただし、避難判断水位を超えても、最終的に氾濫危険水位を超えない場合も多い。
- ③ このため、避難判断水位を超えた段階で、洪水予報や河川上流域の河川水位、それまでの降り始めからの累加雨量、雨域の移動状況等を合わせて判断する。
- ④ 避難判断水位の到達に加え、その後の水位上昇を確認する情報としては、発令対象区域を受け持つ水位 観測所における、洪水予報の水位予測を基本とする。
- ⑤ 避難判断水位に到達する前であっても、洪水予報の水位予測により氾濫危険水位を超えるおそれがある とされた場合には、高齢者等避難を発令する。
- ⑥ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合(越流)に限らず、堤防の漏水・浸食等も考えられる。このため、堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合、高齢者等避難の判断材料とする。少量の漏水をはじめ、軽微な異常現象が確認された場合であり、重大な異常の場合は、避難指示を発令する。
- ⑦ 夜間・早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において高齢者等避難を発令する。

#### 警戒レベル4ー避難指示

- ① 氾濫危険水位は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、その後の水位上昇の見込みにかかわらず、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。
- ② 氾濫危険水位に到達する前であっても、洪水予報の水位予測により堤防天端高(又は背後地盤高)を超えるおそれがあるとされた場合には、避難指示を発令する。
- ③ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合(越流)に限らず、堤防の漏水・浸食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって濾水等の状況を把握し、避難指示の判断材料とする。異常な量の漏水をはじめ、異常現象が確認された場合であり、堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常の場合は、緊急安全確保を発令する。
- ④ 夜間・早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。
- ⑤ 夜間であっても、躊躇なく避難指示を発令する。
- ⑥ ダムへの流入量と同程度のダム下流量(放流量)とする操作である異常洪水時防災操作が実施された場合、河川の増水をダムで抑制・緩和することができなくなり、下流河川の水量・水位が増して氾濫する恐れが高くなるため、異常洪水時防災操作の実施予定を警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。

#### 警戒レベル5-緊急安全確保

- ① 決壊等が確認された場合は、直ちに緊急安全確保を発令する。
- ② 河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながることが想定されるため、緊急安全確保の判断材料とする。
- ③ 堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合(越流)に限らず、堤防の漏水・浸食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって、濾水等の堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、緊急安全確保の判断材料とする。
- ④ 夜間であっても、躊躇なく緊急安全確保を発令する。

#### ③ 避難対象区域の選定について

洪水予報河川と水位周知河川では、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、避難情報 の発令対象区域を設定する。

# 洪水予報河川・水防警報河川

# **木次水位観測所**(木次町下熊谷)

# 斐伊川 (国土交通省管理河川)

と伊川 (国工文通目官垤州川)		
観測所	▼6. 23m 堤防高 7. 14m▼	
避難対象地区 (自治会)	(木次町木次)     5~29区       (木次町新市)     新市上、新市下       (木次町里方)     共和、里熊、中組、菟原、促進住宅、里方住宅       朝日(自治会の一部 斐伊川付近)	
	左岸	
	■洪水予報(国土交通省出雲河川事務所と松江地方気象台の共同発表)	
	種 類 発 表 基 準	
	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 氾濫注意情報	
	氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。	
	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき   氾濫管戒情報	
┃ ┃ 情報の	避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	
入手方法	氾濫危険水位に到達したとき   氾濫危険情報	
	氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき	
	氾濫が発生したとき   氾濫発生情報   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	氾濫が継続しているとき	
	■【川の防災情報】国土交通省 http://www.river.go.jp/	
	■【島根県水防情報システム】 https://www.suibou-shimane.jp/pc	
/#	■【気象庁ホームページ】 https://www.jma.go.jp/jma/index.html	
備考	□浸水想定区域指定の前提となる計画の基本となる降雨 斐伊川流域の2日間総雨量399mm	

# 洪水予報河川・水防警報河川

# 新伊萱水位観測所 (加茂町三代)

# 斐伊川 (国土交通省管理河川)

観測所	▼8.05m 堤防高 7.26m▼  左岸  ▼氾濫危険水位 5.00m  ▼避難判断水位 4.30m  ▽氾濫注意水位 3.40m  ▽水防団待機水位 2.50m		
┃ ┃避難対象地区	右岸 [加茂町神原] 下神原(自治会の一部 赤川南側)		
(自治会)	左岸 [三刀屋町伊萱] 伊萱上、伊萱寺谷 伊萱下谷(自治会の一部 斐伊川付近)		
	■洪水予報(国土交通省出雲河川事務所と松江地方気象台の共同発表)		
	種類 発表基準		
	氾濫注意情報		
情報の	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき 迎難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき		
入手方法	氾濫危険水位に到達したとき 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき		
	氾濫発生情報 氾濫が発生したとき 氾濫が継続しているとき		
	■【川の防災情報】国土交通省 http://www.river.go.jp/		
	■【島根県水防情報システム】 https://www.suibou-shimane.jp/pc		
	■【気象庁ホームページ】 https://www.jma.go.jp/jma/index.html		
備考	□浸水想定区域指定の前提となる計画の基本となる降雨 斐伊川流域の2日間総雨量399mm		

# 日登水位観測所 (木次町西日登)

# 斐伊川 (県管理河川)

観測所	▼5.00m 堤防高 5.00m▼		
避難対象地区(自治会)	吉井下(自治会の一部 斐伊川付近) 右岸 〔木次町西日登〕 能間(自治会の一部 斐伊川付近) 案内(自治会の一部 斐伊川付近) 大島(自治会の一部 斐伊川付近)		
	左岸 [木次町上熊谷] 中ノ段1(自治会の一部 斐伊川付近)		
情報の 入手方法	■洪水予報  種 類 発 表 基 準  氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき  氾濫危険水位に到達したとき 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき  氾濫発生情報  氾濫発生情報  □濫が発生したとき 氾濫が発生したとき 氾濫が経続しているとき		
	■【島根県水防情報システム】 https://www.suibou-shimane.jp/pc  □洪水予報指定河川以外の河川は、外部機関からの水位予測の提供がないため、水位予測に		
注意事項	ついては、関係機関から情報収集を行いながら、総合的に判断する必要がある。		
備考	□浸水想定区域指定の前提となる計画の基本となる降雨 流域全体の2日間総雨量399mm		

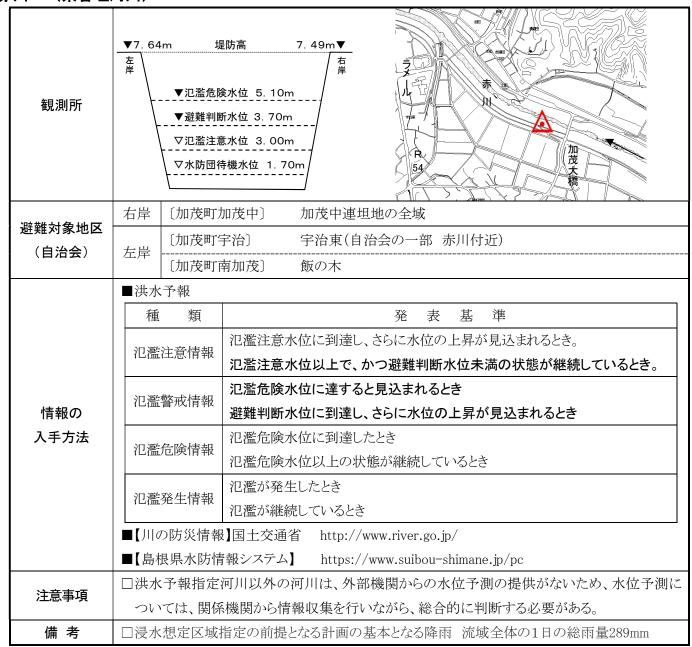
# 日の出橋水位観測所 (木次町東日登)

# 久野川(県管理河川)

_			
観測所	▼4.50m 堤防高 4.60m▼  左岸 ▼氾濫危険水位 2.90m  ▼避難判断水位 2.70m  ▽氾濫注意水位 2.20m  ▽水防団待機水位 1.50m	(0)(g) 株 株 日 の 田 曲 橋	
	1の1区(	自治会の一部 久野川付近)	
	右岸 [木次町木次] 2の2区(	自治会の一部 久野川付近)	
	204区(	自治会の一部 久野川付近)	
	12区(自	治会の一部 久野川付近)	
	左岸 [木次町東日登] 万場(自	治会の一部 久野川付近)	
	■洪水予報		
	種類	発 表 基 準	
	氾濫注意水位に到達 氾濫注意情報	し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	
	氾濫注意水位以上で	、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。	
	<b>氾濫危険水位に達す</b>   氾濫 <b>危険水位に達す</b>   氾濫	ると見込まれるとき	
情報の	避難判断水位に到達	し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	
入手方法	│		
	氾濫危険水位以上の	状態が継続しているとき	
	氾濫が発生したとき   氾濫発生情報		
	氾濫が継続していると		
	■【川の防災情報】国土交通省 http://		
	■【島根県水防情報システム】 https		
 注意事項		ト部機関からの水位予測の提供がないため、水位予測に	
	ついては、関係機関から情報収集を行いながら、総合的に判断する必要がある。		
備考	□浸水想定区域指定の前提となる計画の基本となる降雨 流域全体に時間雨量78mm		

#### **町上水位観測所**(加茂町加茂中)

## 赤川 (県管理河川)



# **坂山橋水位観測所** (三刀屋町三刀屋)

# 三刀屋川(県管理河川)

ニ <u>ル座川 (</u> (	官理河川/		
観測所	▼5. 10m 堤防高 6. 10m▼ 左岸 ▼氾濫危険水位 2. 90m ▼避難判断水位 2. 40m ▽氾濫注意水位 2. 20m ▽水防団待機水位 1. 80m		
	上萱原 1・西の原団地 1、2・横町・横町上・畑ヶ中・コーポパリ・ 上町上・上町下・中町1、2、3,4・下町1、2・駅前1、2・旭町1、2・ 旭町若者住宅		
	左岸 [三刀屋町古城] 成畑・尾崎下・大門町		
	■洪水予報		
	種 類 発 表 基 準		
	氾濫注意休位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。		
	<b>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき</b>   氾濫警戒情報		
情報の	避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき		
入手方法	氾濫危険水位に到達したとき   氾濫危険情報   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき		
	■【川の防災情報】国土交通省 http://www.river.go.jp/		
	■【島根県水防情報システム】 https://www.suibou-shimane.jp/pc		
注意事項	□洪水予報指定河川以外の河川は、外部機関からの水位予測の提供がないため、水位予測に		
/# <del>*</del>	ついては、関係機関から情報収集を行いながら、総合的に判断する必要がある。		
備考	□浸水想定区域指定の前提となる計画の基本となる降雨 流域全体に2日間総雨量399m		

# **新三刀屋水位観測所**(三刀屋町三刀屋)

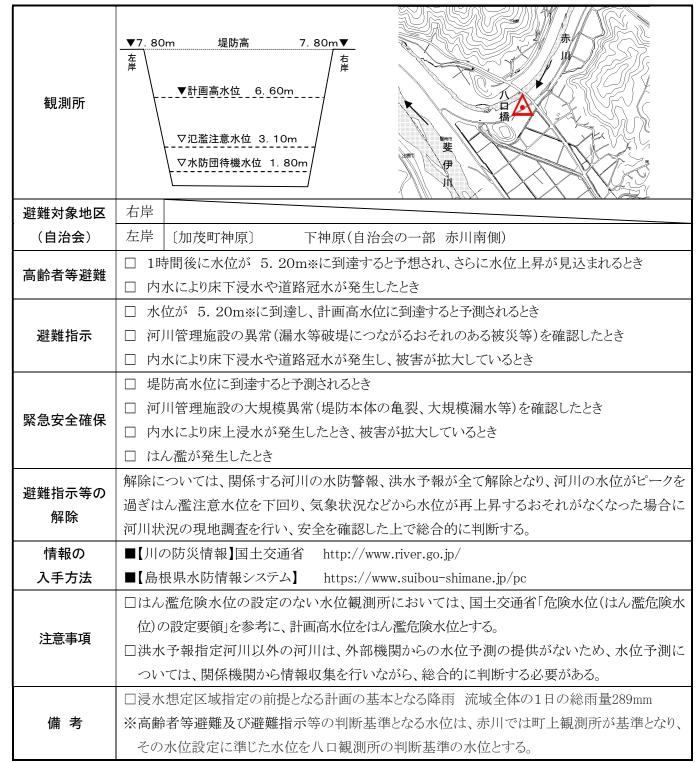
# 三刀屋川(県管理河川)

観測所	左	提防高 8. 37m▼	
	右岸〔三刀屋	町三刀屋〕 地王·基町1、2·東町 町下熊谷〕 下熊谷 丁下熊谷〕 下熊谷下1~4·下熊谷住宅·雲南県宿舎	
	左岸	町古城〕 古城下口·城北·古城住宅·古城若者住宅 町給下〕 上給下·上給下団地·宮谷·八幡·馬場·若宮	
	■洪水予報		
	種 類	発 表 基 準	
	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	
	10個任息用報	氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。	
		氾濫危険水位に達すると見込まれるとき	
情報の		避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	
入手方法		氾濫危険水位に到達したとき	
		氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき	
	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	
		氾濫が継続しているとき	
	■【川の防災情報 ■【島根県水防作		
		河川以外の河川は、外部機関からの水位予測の提供がないため、水位予測に	
注意事項		系機関から情報収集を行いながら、総合的に判断する必要がある。	
 	□浸水想定区域指定の前提となる計画の基本となる降雨 流域全体に2日間総雨量399m		

## 水位周知河川

#### 八口橋水位観測所 (加茂町神原)

#### 赤川(県管理河川)



# 水位周知河川

# 神田橋水位観測所 (大東町大東)

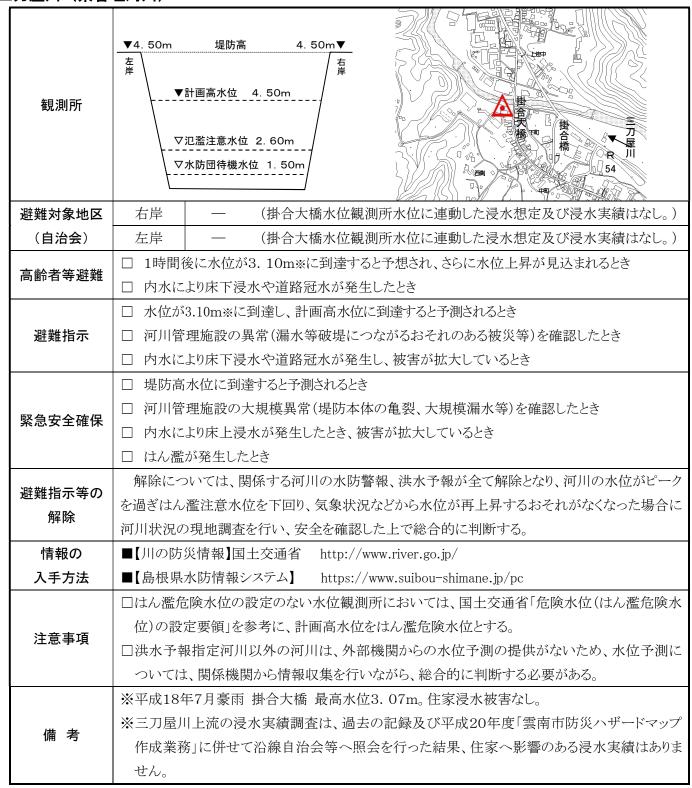
# 赤川(県管理河川)

	7117			
	▼5. 20	lm 堤防高	5. 20m▼ 	
観測所	左	▼計画高水位 4.00m	/ 岸	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		▽氾濫注意水位 2.50n ▽水防団待機水位 1.50	1	<b>福</b>
		〔大東町大東〕	越戸(自治会	の一部 赤川付近)
	右岸	〔大東町大東下分〕	上ゲ、本町、 越前(自治会	黄町、山王 の一部 山田川付近)
┃ 避難対象地区		〔大東町仁和寺〕	下原口 西	廻(自治会の一部 幡屋川付近)
(自治会)		〔大東町大東〕	 北町、神田町	. 西町
(1/12/		[大東町飯田]	駅前(自治会	の一部 赤川付近)
	左岸	〔大東町養賀〕	上組、宮ノ下	
		〔大東町大東下分〕		
	□ 1時	 持間後に水位が 3.50	)m※に到達する	と予想され、さらに水位上昇が見込まれるとき
高齢者等避難	□ 内水により床下浸水や道路冠水が発生したとき			
	□ 水位が 3.50m%に到達し、計画高水位に到達すると予測されるとき			
避難指示	□ 河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認したとき			
	□ 内水により床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大しているとき			
	□堤	防高水位に到達すると	予測されるとき	
	□ 河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認したとき			
│ 緊急安全確保 │	□ 内水により床上浸水が発生したとき、被害が拡大しているとき			
	ロは	ん濫が発生したとき		
)D+##.1b = 6b -	解除	については、関係する	河川の水防警	報、洪水予報が全て解除となり、河川の水位がピーク
│ 避難指示等の │	を過ぎはん濫注意水位を下回り、気象状況などから水位が再上昇するおそれがなくなった場合に			
解除	河川状況の現地調査を行い、安全を確認した上で総合的に判断する。			
情報の	<b>\ </b> []  0	の防災情報】国土交通	省 http://ww	w.river.go.jp/
入手方法	■【島根県水防情報システム】 https://www.suibou-shimane.jp/pc			
	□はん	濫危険水位の設定の	ない水位観測層	所においては、国土交通省「危険水位(はん濫危険水
注意事項	位)の	)設定要領」を参考に、	計画高水位をは	ん濫危険水位とする。
<b>注息争</b> 块	□洪水	予報指定河川以外の	河川は、外部機	幾関からの水位予測の提供がないため、水位予測に
	つい	ては、関係機関から情	報収集を行いた	ながら、総合的に判断する必要がある。
	□浸水	想定区域指定の前提	となる計画の基	本となる降雨 流域全体の1日の総雨量289mm
備 考	※高齢	者等避難及び避難指	示等の判断基準	準となる水位は、赤川では町上観測所が基準となり、
	その	水位設定に準じた水位	なを神田橋観測	所の判断基準の水位とする。

## 水位観測所

#### **掛合大橋水位観測所**(掛合町掛合)

#### 三刀屋川(県管理河川)



## (2) 土砂災害

#### ① 土砂災害における避難情報の発令の判断基準

土砂災害における避難情報の発令にあたっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うこと等を考慮し、台 風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には十分早期に発令するなど、渓流、斜面の状況や気象状況 等も含めて**総合的に判断**する必要がある。

#### 区分

#### 土砂災害警戒区域(もしくは土砂災害危険箇所)

# 警戒レベル3―高齢者等避難

- ① 大雨警報(土砂災害)は、高齢者等の避難行動に要する時間を確保するために、土砂災害警戒情報の基準から概ね1時間前に達する土壌雨量指数の値を基準として設定されている。大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)が「警戒(赤)」となった場合に警戒レベル3高齢者等避難を発令する。
- ② 土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準 を考慮して、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。
- ③ 夜間・早朝に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。その際、注意報に記載される警報級の時間帯、降水短時間予報、府県気象情報も勘案する。

# 警戒レベル4―避難指

- ① 土砂災害警戒情報は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が差し迫った状況で発表される情報であることから、土砂災害警戒情報の発表をもって、直ちに避難指示を発令することを基本とする。土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において「危険(紫)」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域(イエローゾーン)・危険箇所等と重なった場合、予め警戒レベル4避難指示の発令単位(地域自主組織)として設定した地域内の土砂災害警戒区域(イエローゾーン)等に警戒レベル4避難指示を発令する。
- ② 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)のうち、一つのメッシュでも「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」の状態になると、土砂災害警戒情報が発表されることとなるため、警戒レベル4避難指示を発令する。
- ③ 記録的短時間大雨情報(島根県:100mm/時間)は、雨量基準を満たし、かつ、大雨警報発表中に、キキクル(危険度分布)の「危険(紫)」が出現している場合に発表される。この情報が発表された場合は、土砂災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、警戒レベル4避難指示を発令する。
- ④ 土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された場合、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)・危険箇所等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく警戒レベル4避難指示の対象区域とする必要がある。
- ⑤ 近くに指定緊急避難場所(雲南市では指定避難所を兼ねる。)がない場合も想定されることから、当該地域の実情に応じて、早めに避難情報の判断を行うことも必要である。

# ① 大雨特別警報(土砂災害)は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然 警戒レベル5―緊急安全確保 性が高い状況で発表される情報であることから、大雨特別警報(土砂災害)の発表を警戒レベ ル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。 ② 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害の発生が確 認された場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。土砂災害警戒区域(イエロ ーゾーン)・危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した個所や 周辺地域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに警戒レベル5緊急安 全確保として災害の発生を伝え、命の危険があるので緊急的に身の安全を確保するよう指示す る。 避難指示等の解除は、土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が 避難指示等の解除 終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込ま れないことを確認するとともに、現状を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。 この際、国・県等の土砂災害の担当者等に助言を求めることも検討する。 土砂災害警戒情報の発表された地域(1キロメッシュ範囲)に含まれる次の地域に対して発令 避難すべき地域 する。 □ 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)の中に居住する住民 □ この区域が存在する地域自主組織等、同一の避難行動をとるべき範囲の住民 □ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令にあたっては、メッシュの状況やスネークラ インから把握するとともに、各種気象情報を含め総合的に判断する。 注 □ 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)は、 土砂災害警戒情報を補足する情 意 報である。 事 □ 本表は土砂災害のうち、土石流や集中的に発生するがけ崩れを想定しているが、地すべりに 項 ついても、斜面の勾配等を考慮し、これに準ずることもできる。 □ 上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。

## 5 避難情報の伝達方法

## (1) 避難情報の伝達方法・伝達先

チェックリストに基づき対象地区等への情報伝達を行う。

#### 避難情報発令時のチェックリスト

チェック	伝達手段・伝達先	留意事項
■伝達	関係	
	防災無線	
	安全安心メール	
	エリアメール	
	音声告知放送	
	文字放送	
	広報車	
	地域自主組織、自治会長、消防団への連絡	事前に連絡体制を整備しておく
	避難行動要支援者への連絡	避難行動要支援者名簿の活用
	市役所ホームページへの掲載	
	市公式フェイスブックへの掲載	
	市公式 LINE への掲載	
	避難情報の発表に関する情報伝達	次図の経路により伝達する
■その	)他関係	
	消防、警察への連絡	避難誘導等の調整
	指定避難所の設置	必要に応じて食糧、生活物資等の確保
	その他必要な措置	・避難行動要支援者の医療機関への搬送 ・災害が広範囲におよぶ場合は、近隣市町と の連携

### (2) 情報の入手方法

- ▼しまね防災情報(「土砂災害情報」から「土砂災害危険度情報」を閲覧可) http://www.bousai-shimane.jp/
- ▼島根県土砂災害予警報システム(土砂災害危険度情報の1kmメッシュが閲覧可) https://sabo1.pref.shimane.lg.jp/residents/dsp\_top.php?gid=0&gno=1&

#### (3) 各放送事業者、県防災担当地方機関への避難情報等の伝達方法・伝達先

各放送事業者、県防災担当地方機関への避難情報等の情報伝達は、島根県避難情報等伝達連絡会規約により、 次図に示す情報系統により行うものとする。



#### 別冊資料 V 用語集

本ガイドラインの中で用いている防災気象情報や避難情報の用語について整理した。

#### 【あ行】

#### 大雨警報 (おおあめけいほう)

気象台が、大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。

表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表。

#### 大雨警報(浸水害)の危険度分布(おおあめけいほうしんすいがいのきけんどぶんぷ)

気象庁が、大雨警報(浸水害)を補足するため、市町村内のどこで大雨警報(浸水害)基準値に達するかを視覚的に確認できるよう、表面雨量指数を基準値で判定した結果をメッシュ情報で提供。

浸水キキクルと同じ。

#### 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(おおあめけいほうどしゃさいがいのきけんどぶんぷ)

1km 四方の領域(メッシュ)毎に、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを 5 段階に判定し、結果を地図上に表示した情報。避難に要する時間を確保するために、危険度の判定には 2 時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数等の予想を用いている。気象庁 HP で提供されている。

土砂キキクルと同じ。

#### 大雨注意報(おおあめちゅういほう)

気象台が、大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。

警戒レベル2。

#### 大雨特別警報 (浸水害) (おおあめとくべつけいほうしんすいがい)

気象台が、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表。 具体的な指標は以下のとおり。

・過去の大規模な浸水害をもたらした現象に相当する流域雨量指数及び表面雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね20個以上(流域雨量指数)又は30個以上(表面雨量指数)まとまって出現すると予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表。

#### 大雨特別警報(土砂災害)(おおあめとくべつけいほうどしゃさいがい)

気象台が、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表。 具体的な指標は以下のとおり。

・過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、 この基準値以上となる1km 格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想され、かつ、 さらに雨が降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報 (土砂災害)を発表。

#### 大津波警報 (おおつなみけいほう)

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合に、津波によって重大な 災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。なお、大津波警 報は、特別警報に位置づけられている。

#### 屋内安全確保(おくないあんぜんかくほ)

本ガイドラインにおいて定義する、屋内での待避等の安全確保のこと。自宅・施設等の建物内に留まり、安全を確保する避難行動。

#### 【か行】

#### 解析雨量(かいせきうりょう)

アメダスや自治体等の雨量計による正確な雨量観測と気象レーダーによる広範囲にわたる面的な雨の分布・強さの観測とのそれぞれの長所を組み合わせて、より精度が高い、面的な雨量を1キロメートル格子で解析したもの。

#### 家屋倒壊等氾濫想定区域(かおくとうかいとうはんらんそうていくいき)

家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。

a) 家屋倒壞等氾濫想定区域(洪水氾濫)

現行の建築基準に適合した一般的な構造の木造家屋について、浸水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫流が発生するおそれのある区域を推算したもの。

b) 家屋倒壞等氾濫想定区域(河岸侵食)

過去の洪水規模別に発生した河岸侵食幅より、木造・非木造の家屋倒壊等をもたらすような 洪水時の河岸侵食幅を、河岸高(堤内地盤高と平均河床高の差)や川幅等から推算したもの。

#### 危機管理型水位計(ききかんりがたすいいけい)

洪水時の観測に特化した低コストの水位計。大河川では10分、中小河川では5分、水位が急激に上昇する河川は2分間隔で観測することを標準としている。河川の出水特性を踏まえて観測時間間隔を設定可能。

#### 危険潮位(きけんちょうい)

その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤 防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、避難情報の対象区域毎に設定する潮位。

#### 基準面 (きじゅんめん)

陸地の高さや海の深さの基準となる面のこと。潮汐に関する基準面には、潮位の観測基準面、 東京湾平均海面、潮位表基準面、基本水準面等がある。

#### 強風注意報(きょうふうちゅういほう)

気象台が、強風によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表。 警報基準への到達が予想されている場合には、発表文中で警報に切り替える可能性に言及する。

#### 居住者・施設管理者等(きょじゅうしゃ・しせつかんりしゃとう)

本ガイドラインにおいて定義する、地域にいる全ての居住者、滞在者及び要配慮者利用施設、 地下街等の所有者又は管理者のこと。

#### 居住者等(きょじゅうしゃとう)

本ガイドラインにおいて定義する、地域にいる全ての居住者、滞在者のこと。

#### 記録的短時間大雨情報(きろくてきたんじかんおおあめじょうほう)

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに発表される情報。

#### 緊急安全確保(きんきゅうあんぜんかくほ)

警戒レベル5緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。

ただし、災害が発生・切迫\*\*している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町村長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市町村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市町村は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。

市町村長から警戒レベル5緊急安全確保が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する必要がある。

具体的にとるべき避難行動は、「緊急安全確保」である。

ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が市町村長から発令されるとは限らない。

関連条文は災対法第60条第3項である。

※切迫…災害が発生直前、または未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況

#### 緊急地震速報 (きんきゅうじしんそくほう)

地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り早く知らせる 情報。

地震波には主に 2 種類の波があり、最初に伝わる早い波(秒速約 7km)を P 波、速度は遅い (秒速約 4km) が揺れは強い波を S 波という。この速度差を利用して、P 波を検知した段階で S 波による強い揺れを予想し、事前に発表することができる。また情報は光の速度 (秒速約 30 万 km) で伝わることから、S 波を検知した後であっても、ある程度離れた場所に対しては地震波が届く前に危険を伝えることができる。

# 国管理河川の洪水の危険度分布 (水害リスクライン) (くにかんりかせんのこうずいのきけんど ぶんぷすいがいりすくらいん)

国管理の洪水予報河川では、水位観測所の水位等に基づき、より短い間隔(200m 毎)での現 況水位を推定し、現在の洪水の危険度を表示している。

#### 警報(けいほう)

気象台が、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。気象、津波、高潮、波浪、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域(概ね市町村単位)毎に、定められた基準をもとに発表する。ただし、津波警報は全国を66に区分した津波予報区に対して発表する。

#### 警報級の可能性(けいほうきゅうのかのうせい)

早期注意情報を参照。

#### 高解像度降水ナウキャスト (こうかいぞうどこうすいなうきゃすと)

雨量、降水強度について分布図形式で行う予報。5分毎に発表し、30分先までは250m格子単位で、35分先から60分先までは1km格子単位で予報する。

#### 洪水キキクル (こうずいききくる)

洪水警報の危険度分布を参照。

#### 洪水警報 (こうずいけいほう)

気象台が、洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。

#### 洪水警報の危険度分布(こうずいけいほうのきけんどぶんぷ)

気象庁が、洪水警報を補足するため、市町村内のどこで洪水警報基準値に達するかを視覚的に確認できるよう、流域雨量指数を基準値で判定した結果の面的分布を提供。水位周知河川及びその他河川の洪水発生の危険度の3時間先までの予測の面的な把握の参考になる。

洪水キキクルと同じ。

#### 降水短時間予報 (こうすいたんじかんよほう)

1時間降水量について分布図形式で行う予報。6時間先までは10分毎に1km格子単位で、7時間先から15時間先までは1時間毎に5km格子単位で予報する。

#### 洪水注意報 (こうずいちゅういほう)

気象台が、洪水によって、災害が起こるおそれがある旨を注意して概ね市町村単位で発表。 警報基準への到達が予想されている場合には、発表文中で警報に切り替える可能性に言及す る。

警戒レベル2。

#### 洪水等 (こうずいとう)

本ガイドラインにおいて定義する、洪水及び内水氾濫のこと。

#### 降水ナウキャスト (こうすいなうきゃすと)

降水強度について分布図形式で行う予報。5分毎に発表し、1km 格子単位で1時間後(5分~60分先)まで予報する。

#### 洪水予報河川(こうずいよほうかせん)

水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川で、国又は都道府県が水位や流量の予報を行う。洪水予報河川は、水位等の予測が技術的に可能な流域面積の大きい河川が対象となる。

#### 高齢者等避難 (こうれいしゃとうひなん)

警戒レベル3高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。

避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること(高齢者等のリードタイムの確保)が期待できる。

市町村長から警戒レベル3高齢者等避難が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。

具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。

本情報は高齢者等のためだけの情報ではない。高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

関連条文は災対法第56条第2項である。

#### 【さ行】

#### 災害・避難カード(さいがい・ひなんかーど)

本ガイドラインで提案する、洪水等(場合によっては複数の河川)、土砂災害、高潮、津波の 災害毎に立退き避難の必要性、立退き避難する場合の場所を建物毎に整理して事前に記したカ ード。各家庭や各施設において、災害種別毎にどのように行動するのかを確認し、災害時は、 市町村が発する避難情報の情報をトリガーとして、悩むことなく、あらかじめ定めた避難行動 をとることができる。

#### 山地災害危険地区(さんちさいがいきけんちく)

都道府県林務担当部局及び森林管理局が調査した山地災害(山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべり)による被害のおそれがある地区。

①山腹崩壊危険地区

山腹崩壊により人家や公共施設等に災害(落石による災害を含む)が発生するおそれがある地区

②崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、人家や公共施設 等に災害が発生するおそれがある地区

#### ③地すべり危険地区

地すべりにより人家や公共施設等に災害が発生するおそれがある地区

#### 施設管理者等(しせつかんりしゃとう)

本ガイドラインにおいて定義する、要配慮者利用施設や地下街等の所有者又は管理者のこと。水防法等により、避難確保計画を作成することとされている。

#### 指定緊急避難場所(していきんきゅうひなんばしょ)

災対法の規定により、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。市町村により、 災害種別に応じた指定がなされる。

#### 指定避難所 (していひなんじょ)

災対法の規定により、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場 所。市町村によって指定される。

#### 小河川・下水道等(しょうかせん・げすいどうとう)

本ガイドラインにおいて定義する、その他河川等のうち、宅地や流路の状況等を基に事前に 検討した結果、氾濫しても居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼさないと判断 した小河川・下水道等のこと。

#### 浸水キキクル (しんすいききくる)

大雨警報 (浸水害) の危険度分布を参照。

#### 水位周知海岸(すいいしゅうちかいがん)

水防法の規定により、都道府県知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

#### 水位周知河川(すいいしゅうちかせん)

水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国又は都道府県は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

水位周知河川は、洪水予報を行う時間的余裕がない流域面積が小さい河川が対象となる。

#### 水位周知下水道(すいいしゅうちげすいどう)

水防法の規定により、都道府県知事又は市町村長が、内水氾濫により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位(雨水出水特別警戒水位)に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

#### 水位到達情報 (すいいとうたつじょうほう)

水防法の規定により、水位周知河川・海岸・下水道において氾濫危険水位等に水位が到達した時に、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が発表する情報。市町村長による避難情報の発令判断のための重要な情報となる。

#### 垂直避難 (すいちょくひなん)

その場を立退き、屋内の上階等へ垂直方向に移動すること。

#### 水平避難 (すいへいひなん)

その場を立退き、災害リスクのある区域の外側等へ水平方向に移動すること。

#### 水防団待機水位(すいぼうだんたいきすいい)

水防団が待機する水位。居住者等に行動を求めるレベルではない。

#### 専門機関(せんもんきかん)

本ガイドラインにおいて定義する、市町村が助言を求めることのできる対象機関のこと。

#### 早期注意情報 (そうきちゅういじょうほう)

5日先までの警報級の現象のおそれ(警報発表の可能性)が[高] [中] 2段階で提供される。大雨、大雪、暴風(雪)、波浪、高潮の早期注意情報がある。このうち、大雨及び高潮の早期注意情報は、警戒レベル1 (防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める) に対応。

#### その他河川等 (そのたかせんとう)

本ガイドラインにおいて定義する、洪水予報河川、水位周知河川及び水位周知下水道以外の河川及び下水道のこと。河川特性等を考慮し、河川事務所等や気象台からの助言も踏まえ、避難情報の発令を判断する。

#### 【た行】

#### 待避(たいひ)

自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まり、災害を回避すること。なお、本ガイドラインにおいては「待避」との表現を用いているが、「たいひ」には、安全な場所に留まることに主眼を置いた「待避」と、安全な場所へ移動することに主眼を置いた「退避」と二通りの表記があるため、文脈に応じて表記を適切に使い分けること。

#### 台風情報 (たいふうじょうほう)

台風が発生したときに、気象庁から発表される情報。台風の実況と予報からなる。

- a) 台風の実況の内容
  - 台風の中心位置、進行方向と速度、中心気圧、最大風速(10分間平均)、最大瞬間風速、暴風域、強風域。
- b) 台風の予報の内容

120 時間先までの各予報時刻の台風の中心位置(予報円の中心と半径)、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域。

#### 高潮警報(たかしおけいほう)

気象台が、台風などによる海面の異常上昇によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して概ね市町村単位で、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表。

#### 高潮注意報 (たかしおちゅういほう)

気象台が、台風などによる海面の異常上昇の有無および程度について、一般の注意を喚起するために概ね市町村単位で発表。災害の起こるおそれのある場合にのみ行う。

- a) 高潮によって、海岸付近の低い土地に浸水することによって災害が起こるおそれのある場合。
- b) 高潮には、浸水のほか、防潮堤・港湾施設等の損壊、船舶等の流出などがある。「異常潮」によるものを含む。

警報基準への到達が予想されている場合には、発表文中で警報に切り替える可能性に言及する。

警戒レベル2。

#### 高潮特別警報 (たかしおとくべつけいほう)

気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される 場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表。具体 的な指標は以下のとおり。

・「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温 帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中 心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上。

#### 立退き避難 (たちのきひなん)

本ガイドラインにおいて定義する、自宅・施設等から指定緊急避難場所や安全な場所へ移動 する避難行動。

#### 竜巻注意情報(たつまきちゅういじょうほう)

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に一次細分区域(○○県南部など)の単位で発表される。有効期間は、発表から1時間。

#### 注意報 (ちゅういほう)

気象台が、大雨等によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村 単位で発表。

気象、津波、高潮、波浪、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷等の注意報がある。

各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域(概ね市町村単位)毎に、定められた 基準をもとに発表する。

ただし、津波注意報は全国を66に区分した津波予報区に対して発表する。

大雨・洪水・高潮の注意報は警戒レベル2。

#### 潮位(ちょうい)

基準面から測った海面の高さで、波浪など短周期の変動を平滑除去したもの。防災気象情報における潮位は「標高」で表される。

「標高」の基準面として東京湾平均海面 (TP) が用いられるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL (平均潮位) 等が用いられる。

#### 潮汐(ちょうせき)

約半日の周期でゆっくりと上下に変化する海面の水位(潮位)の昇降現象のこと。

#### 津波警報(つなみけいほう)

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。

津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより重大な災害が起こるおそれのある 場合は、浸水警報を津波警報として行う。

#### 津波注意報(つなみちゅういほう)

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に、該当する津波予報区に対して発表する。

津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより災害が起こるおそれのある場合は、 浸水注意報を津波注意報として行う。

#### 津波の高さ(つなみのたかさ)

「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位(平常潮位)と、津波によって変化した海面との高さの差である。津波情報(津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報)で発表される「予想される津波の高さ」は、海岸線での予想値である。場所によっては予想された高さよりも高い津波が押し寄せることがある。また、津波情報(津波観測に関する情報)で発表される「津波の高さ」は、検潮所等で観測された津波の高さである。

#### 天文潮 (てんもんちょう)

潮汐のうち、月や太陽の起潮力のみによって生じる海面の昇降現象。潮汐は、天文潮に気圧や風など気象の影響が加わったもの。

#### 天文潮位 (てんもんちょうい)

主として天文潮を予測した潮位のこと。推算潮位。過去に観測された潮位データの解析をも とにして計算される。

#### 東京湾平均海面(TP)(とうきょうわんへいきんかいめん)

標高(海抜高度)の基準面。水準測量で使用する日本水準原点は TP 上 24.3900m と定義されている。以前は東京湾中等潮位と呼ばれていたが、現在は用いられていない。

#### 特別警戒水位(とくべつけいかいすいい)

水位周知河川、水位周知下水道、水位周知海岸において、付近の居住者等の避難の参考とするために設定された水位。

#### 特別警報 (とくべつけいほう)

気象台が、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して発表する警報。

気象、津波、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には、暴風、暴風雪、大雨、大雪の 特別警報がある。

津波特別警報は「大津波警報」として発表される。

#### 土砂キキクル (どしゃききくる)

大雨警報(土砂災害)の危険度分布を参照。

#### 土砂災害危険度情報 (どしゃさいがいきけんどじょうほう)

都道府県が独自に提供する情報で、1~5km メッシュ、10分~60分毎、最大 2~3 時間先までの土砂災害の危険度を表示している。なお、ほとんどの都道府県が、メッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており、国土交通省のホームページから、各都道府県のページにリンクしている。市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的によりきめ細かく土砂災害の発生危険度を把握できる。

# 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 (どしゃさいがいけいかいくいき、どしゃさいがいと くべつけいかいくいき)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号) (以下「土砂災害防止法」という。)に基づき都道府県が指定した、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

①土砂災害警戒区域 : 土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずる

おそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

②土砂災害特別警戒区域:土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損

壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあ り、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

# 土砂災害警戒情報 (どしゃさいがいけいかいじょうほう)

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が警戒レベル4避難指示を発令する際の判断や住民の自発的避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

#### 土砂災害の危険度分布 (どしゃさいがいのきけんどぶんぷ)

本ガイドラインにおいて、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と各都 道府県が提供する「土砂災害危険度情報」を総称した情報。

#### 土壌雨量指数 (どじょううりょうしすう)

降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを、雨量データから指数化して表したもの。1km メッシュ、10 分毎に計算している。土砂災害警戒情報及び大雨警報(土砂災害)等の発表判断に用いられる。土砂災害発生の危険度分布は、判断基準との比較によって判定された土砂災害の危険度分布(気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」及び各都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」)で確認できる。

## 【な行】

#### 内水氾濫 (ないすいはんらん)

降雨により下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水 施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる氾濫をい う。水防法第2条に定める「雨水出水」のこと。

## 【は行】

#### 氾濫開始相当水位(はんらんかいしそうとうすいい)

ある箇所の堤防天端高など氾濫が開始する水位を、その箇所を受け持つ水位観測所の水位に 換算した水位を「氾濫開始相当水位」という。

同一の氾濫域を抱える一連の区域のうち、最も越水等の可能性が高い箇所を危険箇所といい、この危険箇所の氾濫が想定される水位をもとにした「氾濫開始想定水位」を予め把握し、「警戒レベル5緊急安全確保」等の発令基準とすることが考えられる。なお、指定河川洪水予報では、この水位への到達及び到達の予測をもって発表されるものではない。

#### 氾濫危険情報 (はんらんきけんじょうほう)

居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して危険なレベルとなるときに発表される洪水予報。急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を越えさらに水位の上昇が見込まれるとき、水位が氾濫危険水位に達した場合、等に発表される。

洪水予報河川以外にも、水位周知河川、水位周知下水道について、水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)に達した場合には、「××川氾濫危険情報」、「××市××地区内水氾濫危険情報」が発表される。

#### 氾濫危険水位(はんらんきけんすいい)

洪水、内水氾濫により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位。市 町村長の避難情報の発令判断の目安となる水位である。

水位周知河川においては、洪水特別警戒水位(水防法第13条)に、水位周知下水道においては雨水出水特別警戒水位(水防法第13条の2)に相当する。

#### 氾濫警戒情報 (はんらんけいかいじょうほう)

居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して警戒を要するレベルとなるときに発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、水位予測に基づき氾濫危険水位に達すると予想された場合等には、「××川氾濫警戒情報」が発表される。

洪水予報河川以外に、あらかじめ国土交通大臣又は都道府県知事により指定された河川(水 位周知河川)についても、水位観測値に基づき発表されることがある。

#### 氾濫注意情報(はんらんちゅういじょうほう)

居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して注意を要するレベルとなるときに発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が氾濫注意水位に到達しさらに水位が上昇すると予想された場合、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続している場合等には、「××川氾濫注意情報」が発表される。

洪水予報河川以外に、水位周知河川についても、水位観測値に基づき発表されることがある。

#### 氾濫注意水位(はんらんちゅういすいい)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒 すべき水位。水防団の出動の目安となる水位である。

#### 氾濫発生情報(はんらんはっせいじょうほう)

居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫が発生しているレベルとなるときに発表される洪水予報。

洪水予報河川以外に、水位周知河川や水位周知海岸についても、発表されることがある。

#### 避難計画(ひなんけいかく)

本ガイドラインにおいて定義する、要配慮者利用施設の設置目的を踏まえた施設毎の規定(介護保険法等)や、災害に対応するための災害毎の規定(水防法等)により作成することとなっている災害に関する計画のこと。

#### 避難行動要支援者(ひなんこうどうようしえんしゃ)

災対法に規定された用語。要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

#### 避難指示(ひなんしじ)

警戒レベル4避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。

居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること(居住者等のリードタイムの確保)が期待できる。

市町村長から警戒レベル4避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。

具体的にとるべき避難行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。

関連条文は災対法第60条第1項である。

#### 避難情報(ひなんじょうほう)

本ガイドラインにおいて定義する、警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保のこと。

#### 避難判断水位(ひなんはんだんすいい)

市町村長の警戒レベル3高齢者等避難発令の目安となる水位であり、居住者等の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。指定緊急避難場所の解放、高齢者等の避難に要する時間等を 考慮して設定する。

#### 表面雨量指数(ひょうめんうりょうしすう)

短時間強雨による浸水危険度の高まりに関する指標。降った雨が地中に浸み込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水がたまりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われる都市部では、雨水が地中に浸み込みにくくたまりやすいという特徴があり、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨の地表面でのたまりやすさを、タンクモデルを用いて数値化したもの。各地の気象台が発表する大雨警報(浸水害)・大雨注意報の発表判断基準に用いられる。大雨浸水害発生の危険度の面的分布は、発表判断基準との比較によって判定された「大雨警報(浸水害)の危険度分布」で確認できる。

#### 府県気象情報 (ふけんきしょうじょうほう)

警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、各都道府県にある気象台などが適宜発表する情報。

#### PUSH 型 (ぷっしゅがた)

情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段。

#### PULL 型 (ぷるがた)

情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段。

#### 暴風警報 (ぼうふうけいほう)

気象台が、暴風によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して行う予報。平均風速がおおむね 20m/s を超える場合(地方により基準値が異なる)に発表。

#### 暴風特別警報(ぼうふうとくべつけいほう)

気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される 場合に発表。具体的な指標は以下のとおり。

・「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温 帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中 心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上。

#### 【や行】

#### 要配慮者(ようはいりょしゃ)

平成25年6月に改正された災対法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。

#### 予想最高潮位(よそうさいこうちょうい)

高潮注意報・警報・特別警報及び府県気象情報の中で明示される潮位の予想最大値。高潮によって浸水する範囲と密接な関係がある。

## 【ら行】

#### 陸閘 (りくこう)

河川、海岸等の堤防を、車両や人の通行が可能なように途切れさせ、高水時には門扉を閉鎖することで堤防等と同様の防災機能を有するようにした施設。

#### 流域(りゅういき)

ある河川、又は水系の四囲にある分水界(二以上の河川の流れを分ける境界)によって囲まれた区域。

洪水予報では、水位を予測する基準地点に流入する水量を推算するための領域を指す。

#### 流域雨量指数 (りゅういきうりょうしすう)

河川の上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標。これまでに降った雨(解析雨量)と今後降ると予想される雨(降水短時間予報)を取り込んで、流出過程(タンクモデル)と流下過程(運動方程式)を簡易的に考慮して計算し、洪水危険度の高まりを指数化したもの。各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いられる。水位周知河川及びその他河川の氾濫において、6時間先までの予測値の洪水警報基準への到達状況が警戒レベル3高齢者等避難等の発令の判断に活用できる。なお、3時間先までの洪水危険度の面的分布の把握には「洪水警報の危険度分布」が活用できる。

#### 流域平均雨量(りゅういきへいきんうりょう)

河川の流域ごとに面積平均した実況の雨量。河川の洪水と関係がある。